

北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）

対策・施策編 〈素案〉

温室効果ガス排出抑制等の対策・施策

1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

A 産業部門（製造事業者等）の取組

- 省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進
 - ・ 産業部門では、事業者に対し、生産性の向上に向けた ICT の活用や省力化の動きも踏まえつつ、省エネルギー型の機械や機器の導入、作業工程の効率化による省エネルギー、高効率な熱利用設備の普及や工場等からの排熱の利活用など、エネルギーを効率的に利用する事業活動を促すなどして省エネルギーの徹底を図ります。
 - ・ 建設業における環境負荷の少ない排出ガス対応型などの建設機械の使用を促進します。
 - ・ 需給一体型の新エネルギー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型給湯器やコージェネレーション、燃料電池など高効率な熱利用設備の普及を図るとともに、工場等から排出される未利用熱等を工場内の建物や周辺地区との間で融通するなど熱を効率的に利活用する取組を促進します。
 - ・ 事業者において、エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図られるよう、エネルギーの見える化が可能となる FEMS（フェムス、ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）の普及を図ります。
- 再生可能エネルギー導入促進
 - ・ 災害時におけるエネルギー確保による事業継続の観点から、事業者に対し、身近な地域で自立的に確保できる新エネルギーの導入を促進します。
 - ・ バイオマスや地中熱、雪氷冷熱などの新エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組むとともに、水素利活用に係る技術革新の状況を踏まえた新たな熱利用手法の拡大に向けた取組を促進します。
- 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出
 - ・ 一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、温室効果ガスの排出量や削減等の措置に関する計画書等の作成、提出を求めることにより、事業者の計画的な温暖化対策を推進します。
 - ・ 一定規模以上の建築物を新築等しようとする者に対し、建築物に係る熱の損失防止などに関する計画書の作成、提出を求めることにより、建築物に係る計画的な温暖化対策を推進します。

B 業務その他部門の取組

- 省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進
 - ・ 事業者において、設備等の更新時や導入時に省エネルギー・新エネルギータイプの設備が選択されるよう、省エネルギー・新エネルギー設備や既築建築物の省エネルギー改修、ZEB 等の導入による効果を先進事例として紹介するなどして普及に取り組みます。
 - ・ 事業者において、エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図られるよう、エネルギーの見える化が可能となる BEMS や FEMS（フェムス、ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）といったエネルギーマネジメントシステムの普及を図ります。
 - ・ エネルギーマネジメントシステムを活用し、需要家が所有する新エネ設備や蓄電池、太

陽光などの複数のエネルギーリソースを効果的に活用した自家消費、更には自家消費されずに余った電力の、電気自動車や他の需要のエネルギー需要家への融通などといったエネルギーを無駄なく効率的に利用する取組の普及に努めます。

- ・ 事業者に対し、国の省エネルギー診断や、省エネルギー改修、高効率省エネルギー機器、BEMS 導入に対する支援制度を紹介するなどして、関係機関や経済団体等と連携しながら活用などを促します。
- ・ 需給一体型の新エネルギー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型給湯器やコージェネレーション、燃料電池など高効率な熱利用設備の普及を図るとともに、工場等から排出される未利用熱等を工場内の建物や周辺地区との間で融通するなど熱を効率的に利活用する取組を促進します。

○ 再生可能エネルギー導入促進

- ・ 災害時におけるエネルギー確保による事業継続の観点から、事業者に対し、身近な地域で自立的に確保できる新エネルギーの導入を促進します。
- ・ 事業者が、自社の敷地や屋根、壁面などを新エネルギー発電事業者に提供し、発電事業者が発電した電気を施設の自家消費量分として調達するとともに、発電事業者が周辺設備への売電を行うといった、新エネルギーを活用した新たなビジネスを普及します。

○ 建築物の省エネ化

- ・ 光熱費の削減のみならず、快適性・生産性の向上や事業継続性の向上について周知することなどにより、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の普及を進めます。
- ・ 建築物における省エネルギーに関する技術開発や普及を促進します。
- ・ 建築物の断熱化など省エネルギー性能の高い建物の導入や ESCO 事業の活用を促進するほか、省エネルギー性能の見える化を促進します。

○ 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出

- ・ 一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、温室効果ガスの排出量や削減等の措置に関する計画書等の作成、提出を求めることにより、事業者の計画的な温暖化対策を推進します。
- ・ 一定規模以上の建築物を新築等しようとする者に対し、建築物に係る熱の損失防止などに関する計画書の作成、提出を求めることにより、建築物に係る計画的な温暖化対策を推進します。

○ 道における率直的な取組

- ・ 道が実施する事務及び事業に関し、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定された「地方公共団体実行計画」である「道の事務・事業に関する実行計画」に基づき、道の全ての職場で、省資源・省エネルギーや3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進など、環境に配慮した活動に取り組み、温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施します。

C 家庭部門の取組

○ 省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進

- ・ 道民に対し、様々な機会を通じ、省エネルギー・新エネルギー設備の導入や既築住宅の

省エネルギー改修、ZEH の建設等による家計負担の軽減効果や先進事例を示すことなどにより、熱利用設備、自動車、住宅、家電等の設備等の買換え時や導入時に高効率タイプや環境負荷の少ない省エネルギー・新エネルギータイプが選択されるよう、普及を促進します。

- ・ 省エネルギー効果を高めつつ、住宅用太陽光発電により自家消費されずに余った電力の電気自動車などへの充電、更には、他の住宅等への融通などにより、エネルギーを無駄なく利用するため、エネルギーの見える化を図る HEMS（ヘムス、ホームエネルギーマネジメントシステム）などに取り組みます。
- ・ 需給一体型の新エネルギー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型給湯器や、高効率ヒートポンプ、コージェネレーション、燃料電池など高効率な熱利用設備の普及を促進します。

○ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 災害時のエネルギー確保や光熱費の節約、環境負荷低減といったメリットを提示することにより、家庭用太陽光発電設備等の導入を促進します。
- ・ 木質ペレットや地中熱などの新エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組みます。

○ 住宅の省エネ化

- ・ 住宅の省エネ性能の見える化を進めるとともに、家計負担の軽減や快適性、健康性の向上について周知することなどにより、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の普及を進めます。
- ・ 北海道の気候風土に根ざした質の高い住宅である「北方型住宅」の取組を推進します。
- ・ 北方型住宅の取組を支える仕組みとして「きた住まいる制度」（省エネ性能などの基本性能の確保等、一定のルールを守る道内事業者を道が登録する制度）を普及、推進します。
- ・ 既存住宅の省エネルギー性能を高めるため、性能向上リフォームを促進します。

D 運輸部門

○ 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出

- ・ 一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、温室効果ガスの排出量や削減等の措置に関する計画書等の作成、提出を求めることにより、事業者の計画的な対策を推進します。

○ 次世代自動車などの導入促進

- ・ 電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車に加え、水素を燃料とした燃料電池自動車などの次世代自動車の導入促進やエコ燃料の普及拡大など、脱炭素型の交通を構築するための取組や必要な基盤整備の促進を図ります。
- ・ 輸送機能だけでなくエネルギーの需給調整、貯蔵、融通を行うエネルギーリソースとしての機能も持つ電気自動車や燃料電池自動車を、家庭や事業者が所有する多様な分散型エネルギーリソースと組み合わせて地域で電源として効果的に活用されるよう、環境への貢献、災害時の利用方法などについて周知をするなどしてその普及を促進します。
- ・ 自動車の燃料に使用するバイオエタノール、バイオディーゼル燃料（BDF）などのバイオ燃料等の自動車用代替エネルギーの導入を促進し、化石燃料の使用を可能な限り削減します。

- 環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化
 - ・ アイドリングストップなど自動車の適正利用を促すため、運送事業者等を対象に、エコドライブの普及を推進します。

- 道路交通流対策
 - ・ 高度道路交通システム（ITS）の推進及び信号機の高度化により、交通流の円滑化を図るほか、信号灯器のLED化などの整備を通じて二酸化炭素の排出抑制に資する対策を推進します。

- 公共交通機関及び自転車の利用促進
 - ・ 自動車依存型のライフスタイル・ビジネススタイルの見直し、バスや鉄道など環境に配慮した公共交通の利用や自転車・徒歩による移動について普及啓発を推進します。
 - ・ 国や市町村、運輸事業者などとの連携を図りながら、自動車からバス、鉄道、路面電車などの公共交通機関や自転車へのモード転換を図るため、MaaSの活用など利便性向上に向けた取組や交通結節点の改善、自転車利用環境等の整備を推進します。
 - ・ 駅や空港、港湾などの交通結節機能の強化や交通アクセスの整備により、利用しやすい交通ネットワークの構築を進めます。

- 物流の効率化・脱炭素化
 - ・ トラック輸送から鉄道輸送への転換など CO₂ 排出量削減にも資するモーダルシフトをはじめ、トラック輸送の共同化・片荷の解消による積載率の向上や、トラック走行時間の短縮につながる最適な発送港の選択、IoTの活用など、物流システムの改善に向けた取組を促進します。
 - ・ 国が認定する物流総合効率化計画等の策定や計画に基づく共同配送や中継輸送、物流拠点施設の整備など、新たに物流の効率化や連携等に取り組む企業等の拡大に向けた取組を促進します。

E エネルギー転換部門

- 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた環境の整備
 - ・ 本道の全国随一の豊富なポテンシャルを活用し、開発・導入拡大に向けた取組を促すため、道が調査した道内の風況や系統の状況などを活用して、漁業者をはじめとした海域の先行利用者や市町村など地域の関係者の理解を促進し、地域の体制づくりにつなげるとともに、全道規模でも関係者の機運を醸成します。
 - ・ 水力発電の知識やノウハウを活用し、地域の再生可能エネルギーの導入促進を図るため、関係機関と連携し、「地域新エネルギー導入アドバイザー制度」により、小水力発電等の再生可能エネルギーによる発電施設などを検討・設置する市町村等に対し、技術・経営の両面からアドバイスをを行い、導入を支援します。

- 再生可能エネルギー計画書等の提出
 - ・ 電気事業者に対し、再生可能エネルギーの供給量の拡大に係る目標や基本方針等に関する計画書等の作成、提出を求め、再生可能エネルギーへの理解促進を図ります。

- 事業者温室効果ガス削減等計画書等の提出
 - ・ 一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者に対し、温室効果ガスの排出量や削減等の措置に関する計画書等の作成、提出を求めることにより、事業者の計画的な対策を推進します。

② 非エネルギー起源二酸化炭素

- 3Rの推進による廃棄物焼却量の削減
 - ・ 3Rの取組を促進することにより、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施等により、焼却される廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進し、石油を原料とする廃プラスチックなどの廃棄物の焼却量を削減します。
- 混合セメントの利用拡大
 - ・ セメント製造からの非エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制するため、混合セメント（生産工程において二酸化炭素の排出が一般のセメントより少ないセメント）の利用について啓発を図ります。
- バイオマスプラスチック類の普及
 - ・ バイオマスを原料とするプラスチックの利用を促進することを通じて、廃プラスチックの焼却に伴うCO₂排出量の排出を抑制します。

③ メタン

- ・ 適正な水管理や稲わらの堆肥化などクリーン農業技術の普及により、稲作（水田）に伴い発生するメタン排出量を削減します。
- ・ 市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等により、生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進します。

④ 一酸化二窒素

- ・ 農地に過剰な窒素分を施用しないよう、クリーン農業の推進等により一酸化二窒素の排出量を削減します。
- ・ 下水道汚泥焼却設備の更新時に高温燃焼設備の導入を推進します。
- ・ 3Rの取組を促進することにより、一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減するとともに、ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換などにより、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を進めます。

⑤ 代替フロン等4ガス

- ・ 「家電リサイクル法」や、「自動車リサイクル法」、「フロン排出抑制法」などフロン関連法令についての適正な運用を図ります。
- ・ 「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者や充填回収業者などに対

し、監視・指導を行います。

- ・ 定期的な点検の実施や廃棄時のフロン類の回収の仕組みなどについて、関係者の意識向上に向けた普及啓発を行います。
- ・ 関係機関と適正管理に関する現状・課題を共有し、フロン排出抑制対策を推進します。
- ・ ノンフロン・低GWP製品への買い換えを促すとともに、未規制用途での代替フロン等4ガスの自主的な回収及びノンフロン製品の普及を促進します。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

① 森林吸収源対策

- ・ 森林による二酸化炭素吸収量の増加を図るため、人工林の間伐や伐採後の着実な再造林などを推進します。また、災害に強い健全な森林づくりを進めるため、特に公益的機能の発揮が求められる保安林等の適切な管理・保全を推進します。
- ・ 木材利用による炭素固定機能を発揮させるため、公共建築物や民間建築物の木造化・木質化など道産木材の利用拡大に向けた取組を推進します。
- ・ 化石燃料の代替により二酸化炭素の排出抑制に資するため、木質バイオマスのエネルギー利用を促進します。
- ・ 地球温暖化防止に果たす森林の働きや森林づくりの必要性、木材や木質バイオマスを利用する意義に対する道民理解を醸成するため、道民参加の森林づくり等を推進します。

② 農地土壌炭素吸収源対策

- ・ 堆肥や緑肥などの有機物の施用による土づくりを進めることにより、農地土壌における炭素の貯留を高めます。
- ・ 安定したクリーン農業の拡大を実現するため、クリーン農業が持続可能な農業・農村を支えることの理解を促進するとともに、土づくりを基本に、化学肥料や化学合成農薬を最小限にする取組を開発技術やGAPを活用しながら推進します。

③ 都市緑地等の推進

- ・ 都市公園、街路樹等の整備など都市の緑地の保全や都市緑化を推進し、あわせて都市近郊の緑地を保全するほか、水辺の再生等による水と緑のネットワークを創出します。
- ・ 都市計画を有する市町における緑の基本計画の充実化、高度化を推進します。

④ 自然環境の保全

- ・ すぐれた自然環境の保全を図るため、「北海道自然環境等保全条例」に基づく道自然環境保全地域等の指定や、「自然公園法」に基づき自然公園にかかる公園計画の見直しを進めるとともに、保護地域の適切な管理や監視等を行います。
- ・ 「湿原保全マスタープラン」に基づき湿原生態系の適切な保全を進めるほか、自然再生法に基づく自然再生全体構想を基に実施されている自然再生事業などを促進します。

2 分野横断的な施策

(1) 社会システム関連

- 地域循環共生圏の創造
 - ・ 地域の資源を最大限活用した特色ある地域循環共生圏の創造を推進することで、人口減少下にある地域も含め、環境・経済・社会の統合的向上やレジリエンス強化を目指す。
 - ・ 脱炭素の観点に立った持続可能な地域づくりを進めるため、道内での先行事例の見える化や情報の共有などにより、地域内外の連携の活性化を図ります。

- 水素社会実現に向けた取組の推進
 - ・ 水素は、利用段階で二酸化炭素を排出せず、再生可能エネルギーを含む多種多様なエネルギー源から製造でき、本道の優位性を活かせることから、「北海道水素社会実現戦略ビジョン」に基づき、関連する企業、団体、市町村などと連携して水素社会の実現に向けた取組を推進します。

- 脱炭素型の都市・地域構造及び社会経済システムの形成
 - ・ 全ての主体が一丸となってゼロカーボンという目標を共有し、市町村の施策への脱炭素の観点の取り入れや、産学官民が連携して経済社会システム、ライフスタイル・ビジネススタイルのイノベーションの促進・普及を推進する。
 - ・ 誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域を目指し、コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環及び生活を支える取組を一体的に進める「北の住まいるタウン」を推進します。

- 地域での取組の推進
 - ・ 新エネルギーの効率的な活用を図るため、地域において、街区や複数の施設などのエネルギーの利用を見える化し最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を促進します。
 - ・ 各地域の特性を踏まえて市町村などが中心となって取り組む、省エネルギー設備やエネルギーマネジメントシステム、新エネルギー発電・熱利用設備、エネルギーの需給調整や貯蔵、融通を行うことも可能な蓄電池や次世代自動車といった分散型エネルギーリソースを効果的に組み合わせ、地域単位でエネルギー需給を管理する「需給一体型の分散型エネルギーシステム」の構築を促進します。
 - ・ その際、ブラックアウトの経験を踏まえ、災害時も含めた電力の安定供給の確保に資する地域マイクログリッドの検討を促進します。
 - ・ 地域の特性や熱需要に応じ、新エネルギーを活用した熱を街区など一定の地域で面的に供給されるシステムの導入をめざし、公共施設の建替えや市街地の再開発といったまちづくりとの連携を促進するとともに、取組の検討にあたっては、地域住民が参加するよう、地域の気運醸成を後押しするなど、環境の整備に努めます。

- 道の率先した取組
 - ・ 道が実施する施策のうち、関連する全ての施策に脱炭素の観点を取り入れ、各主体の取組を牽引します。
 - ・ 道内の各主体の間で、気候変動対策に関する先進的な取組の見える化を行うなど、適切

な情報共有を進めることで、関係者が一丸となった取組の推進を促します。

- ・ 市町村に対し、「ゼロカーボン表明」を呼びかけるほか、その実現に向けた取組に協力します。

(2) 事業者等の行動変容関連

- 脱炭素型ビジネススタイルへの転換
 - ・ 脱炭素型ビジネススタイルへの転換に向けて、事業者に対し、省エネルギーによる経済的なメリットやゼロカーボン実現に向けた取組が経営にもたらすメリットなどを示すなどして、省エネルギー意識の醸成を図ります。
 - ・ 各事業者において、エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図られるよう、各事業者におけるエネルギー管理のノウハウの蓄積や専門人材の育成を促進します。
また、専門人材の育成が難しい中小事業者に対し、関係機関と連携し、専門家がアドバイスを行います。
- 環境保全に貢献する事業者等の認定による温暖化防止行動の促進
 - ・ ゼロカーボンの達成や再生可能エネルギーの導入などを目指しながら、環境に配慮した自主的な取組を行っている道内の事業所（工場、事務所、学校、病院等）を登録・認定し、その活動や商品、サービスを紹介することなどにより広く道民・事業者等へ普及し、温暖化防止行動を促進します。
- 事業活動における環境への配慮の促進
 - ・ 環境に配慮した北海道らしいライフスタイルやビジネススタイルの提案・普及啓発を推進し、環境配慮行動の定着を図ります。
 - ・ 民間団体等の自発的な環境保全活動を促進するとともに、関係団体の協働による環境保全活動を推進します。
 - ・ 行事、催し物等の開催に当たっては、企画の段階から開催後までの段階において、環境への負荷の低減を促進します。
- 北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携した普及啓発・活動支援の推進
 - ・ 民間団体の支援、啓発・広報、照会・相談、情報提供等を進めている北海道地球温暖化防止活動推進センターと連携し、道民、事業者等に対し、地球温暖化防止に関する普及啓発や活動支援、地域共同体制の構築を推進します。
- 環境と経済の好循環の創出（金融のグリーン化）
 - ・ 環境・経済・社会の統合的な向上やイノベーションの創出を目指し、事業者の気候変動対策に資する取組やイノベーションの「見える化」を推進することで、投資家や金融機関の積極的な姿勢を醸成するなど、資金循環の拡大を推進します。
 - ・ RE100 や ESG 投資などの動きを踏まえ、本道の強みである新エネルギーを活用する事業者の投資や立地を促進します。
 - ・ Jクレジット制度の活用による資金・技術導入による排出量削減事業の実施を促進します。
 - ・ ISO14001 や HES（北海道環境マネジメントシステムスタンダード）といった環境マネジメントシステムの導入のほか、温室効果ガス削減等計画書等の積極的な作成・公表など、環境に配慮した事業活動を促進するとともに、Jクレジット制度の活用やカーボンフット

プリントの普及などによるサービスの開発などの環境ビジネスの振興等を促進します。

(3) 個人の行動変容関連

- 脱炭素型ライフスタイルへの転換
 - ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けて、道民に対し、意識醸成のみならず、自発的な行動変容を促すための効果的な情報発信等（ナッジ等）を展開します。
 - ・ 省エネルギーによる家計負担の軽減効果や環境負荷の低減効果に加え、快適性や健康性の向上にもつながることを道民に示すことで、一人一人が納得して暮らしの中で身近に省エネルギーに取り組めるよう、理解促進に取り組みます。
 - ・ 国が推進する国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）に積極的に参加し、道民運動として脱炭素社会づくりに貢献する商品・サービス・ライフスタイルの選択を促す取組を推進します。
 - ・ ICT を活用したテレワークによる働き方の多様化など、次世代のライフスタイルと調和した脱炭素社会の未来像を広く道民に普及します。
 - ・ 脱炭素社会の実現に向けた北海道らしいライフスタイルの実践や新たな環境への適応のため、行政、学校、事業者、地域社会などが一体となって、子どもから大人までの学習・教育機会の創出を図ります。
 - ・ 環境省北海道環境パートナーシップオフィス（「EPO 北海道」）等と連携し、地域の特性に応じた環境教育の充実を図ります。
- 地産地消の促進
 - ・ 原材料や製品の輸送に係る温室効果ガスの排出抑制に貢献するため、道内で生産・加工された農林水産物の消費に努めるよう地産地消を推進します。
- 観光（インバウンド）に対応した環境保全の取組
 - ・ 観光旅行、余暇活動、ビジネスなどの目的で一時的に道内に滞在する観光旅行者等に対し、道内における温室効果ガスの排出抑制の協力について、啓発活動を推進します。

(4) 物質循環関連

- 地域におけるバイオマスの利活用の推進
 - ・ 国の「バイオマス・ニッポン総合戦略」、「バイオマス活用推進基本法」などを踏まえ、北海道におけるバイオマスの利活用を総合的かつ計画的に推進する「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、関係者と連携し、利活用システムの構築や施設整備を促進するとともに、利活用技術の研究開発、利活用に関する普及啓発などを進め、バイオマスのエネルギーや製品としての利活用による地域循環共生圏の創造を総合的・計画的に推進します。
- 3Rの推進
 - ・ 環境に配慮したライフスタイル・事業活動の定着に向け、市町村等と協力し、普及啓発や環境教育の推進により、道民、NPO・NGO、事業者等の意識を高めるとともに、3Rに関する情報の提供を行うことにより、各主体の取組を促進します。
 - ・ 3Rを進めるために基本となる技術開発やリサイクル施設の整備促進、再生品の利用拡

大など3Rを推進します。

- ・ 3Rの取組を効果的に進めるため、既存の補助制度を活用するなどして、産業廃棄物の排出抑制・減量化に対する支援を行います。
 - ・ 「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」、「建設リサイクル法」などの個別リサイクル法に基づき、関係機関と連携を図りながら個別分野のリサイクルを推進します。
- リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興
- ・ 本道の既存産業の技術基盤を活用するなどしたリサイクル事業の展開や、リサイクル産業が抱える原材料調達の量的・質的な不安定性、事業の経済性、リサイクル製品の需要開拓などの課題解決に向けた支援を行います。
 - ・ リサイクル製品等に関する情報提供や産官学などの関係者が連携して取組を進めるための協議会の運営などにより、循環産業の振興を図ります。
- 食品ロスの削減推進の取組
- ・ 食品廃棄物等のうち、本来食べられるのにもかかわらず捨てられてしまう「食品ロス」を削減することは、生産や輸送、さらには処分段階などでのエネルギー削減にもつながるため、消費者や食品関連事業者等、関係機関・団体との連携の下「どさんこ愛食食べきり運動」の普及啓発などの取組を推進します。

3 基盤的施策

- 環境関連産業の振興
- ・ 道内企業による省エネルギーに関連する技術、製品、サービスの開発への支援に努めるなど、エネルギー市場への道内企業の参入を促進します。
 - ・ 道内企業が利益の追求と環境への配慮が両立したビジネスに取り組み、脱炭素化を求める需要家から取引先として選ばれる企業となるよう、必要な情報の提供を行い、企業の意識改革を促すなど、道内企業の環境関連産業への参入を促進します。
- 地球温暖化対策技術開発と社会実装
- ・ 関係機関が連携して、北海道の特徴や優位性を活かした脱炭素化に資する調査研究や技術開発を促進し、温暖化対策に関する施策・対策に反映させます。
 - ・ 新エネルギーの低コスト化に資する技術や、出力変動に対応する調整力の確保や調整手法の高度化に関する技術、新エネルギーのポテンシャルを最大限に活用する水素関連技術といった先端技術の普及や道内における普及に向け、国等の実証事業などのプロジェクトの誘致や、道外関連企業と道内企業との連携を促進します。
- 気候変動に係る研究の推進、観測・監視体制の強化
- ・ 気候変動の影響に対する、地域における「適応」の取組の推進に向けて、必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を関係機関と協力し、効果的に行います。
 - ・ 北海道立総合研究機構が実施する自然環境や大気・水環境等の保全に関する調査研究を支援します。